

徳島県告示第五十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年一月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 ニ・（エチルアミノ）・ニ・（ニ・フルオロフェニル）シクロヘキサン・一・オン（通称 ニF・NENDCK、ニF・ニOXO・PCE、ニ・FXE、ニ・fluorodeschloro・N・ethyl・ketamine）及びその塩類

2 化学名 ニ・「（四・メトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一・「ニ・（ピロリジン・一・イル）エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Metonitazepyn、N・Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類

3 化学名 （ハR）・六・アシル・一・（シクロプロパンカルボニル）・N・N・ジエチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一CP・AL・LAD）及びその塩類

4 化学名 （ハR）・一・（シクロプロパンカルボニル）・N・メチル・N・（プロパン・ニ・イル）・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一CP・MiPLA、一CP・MIPLA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年一月三十一日